

第6回 大網白里市議会政治倫理検討会議 会議録

日時 令和7年9月11日（木曜日）午前10時20分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

田辺正弘	座長	上代和利	座長職務 代理者
高野祐二	委員	森建二	委員
黒須俊隆	委員		

陪席者（2名）

小倉利昭	議長	北田宏彦	議会運営 委員長
------	----	------	-------------

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜澤康治	副主幹	松本剣児
主任書記	小笠原勇		

議事日程

第1 開会

第2 座長あいさつ

第3 協議事項

- (1) 政治倫理に関する規定のたたき台について
- (2) 政治倫理に関する規定の制定方式について
- (3) その他

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○鵜澤康治議会事務局長 それではご苦労様でございます。

ただいまから第6回大網白里市議会政治倫理検討会議を開会いたします。

それでは、次第の2、座長あいさつ、田辺座長、あいさつお願ひいたします。

(午前10時20分)

◎座長あいさつ

○座長（田辺正弘座長） 皆さんご苦労様です。

肅々とやっている政治倫理検討会議ですが、千葉市を参考にした中で、大網に適しているかどうかの内容について、今後、皆様とともに詰めていきたいと思いますので、ご協力の程ひとつよろしくお願ひします。

以上です。

○鵜澤康治議会事務局長 ありがとうございました。次に、次第の3、協議事項に入りますので、座長、進行の方をよろしくお願ひいたします。

○座長（田辺正弘座長） まず、傍聴希望者はおりますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） 本日の出席委員は、5名です。

大網白里市議会政治倫理検討会議設置要綱第6条第2項の規定による定足数に達しておりますので会議は成立します。

◎協議事項 (1) 政治倫理に関する規定のたたき台について

(2) 政治倫理に関する規定の制定方式について

(3) その他

○座長（田辺正弘座長） それでは協議事項の(1)政治倫理に関する規定のたたき台ですが、これまで千葉市、市原市、木更津市の各市議会で定めている条例を確認し、当市議会で必要な内容を確認してまいりました。

前回の協議でひととおりの確認が終わりましたので、その結果を踏まえて事務局においてたたき台の作成をお願いしておりますので、まずは事務局からたたき台について進捗状況などの報告を求めたいと思います。

お願いします。

○議会事務局 協議事項(1)政治倫理に関する規定のたたき台についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

政治倫理に関する規定のたたき台についてでございますが、前回の第5回検討会議までにおいて千葉市議会議員の政治倫理に関する条例を基本に木更津市議会議員政治倫理条例及び市原市議会議員政治倫理条例を参考として検討を行っていただきました。

この結果を受けまして、皆様の意見を整理した結果、今後、条例として検討を行った場合、規程として検討を行った場合のいずれの場合にあっても13の条文から成る内容として案を作成するに至ったところでございます。

なお、各条文の内容につきましては、事前にお配りした資料のとおりとなっております。

また、今回の第6回会議においては、座長から条例または規程のいずれかの形式で検討を進めていくか、その方針を協議する場としたいという旨の指示をいただいておりますので、この後の協議事項において皆様にご協議いただくことを予定し協議事項として設けさせていただいておりますので、今回の会議では逐条による検討は行いませんが、一つ条例案と規程案での大きな違いについてのみお話をさせていただければと思います。

お配りしておりますA3の資料をご参照ください。

○座長（田辺正弘座長） 黒須さん。

○黒須俊隆委員 すいません事務局の途中で遮って申しわけございません。前回6月12日の私のメモによると次回以降、複数回に分けてたたき台を審査すると、そのたたき台を事務局が作成するってのが前回の申し合わせ事項だったのに、今回たたき台は審査しないで確認だけして、それで(2)の政治倫理に関する規定の制定方式について決めるという、今、座長から指示があったっていうことで前回の会議の申し合わせと全く違うと思うんですが、おかしいんじゃないですか、今回は、複数回に分けての複数回がどこで切るのか、複数だから2回っていうのもあるわけで少なくとも1回じゃなくて2回以上かけてきちんと内容を一つずつ細かく審査するというそういうことが前回の申し合わせ事項だったわけで、これちゃんと議事録に残ってるはずなのにいきなり私たちの申し合わせ事項を頭ごなしに変えて今回は制定方式を

決定するっていうのはちょっとおかしな話じゃないですか、しかも審査もしないと、確認するのみっていうのもおかしな話でこれはちょっと納得いかない。

○座長（田辺正弘座長） 事務局いかがでしようか。

○議会事務局 すいません、やり方についてはいろいろあるかと思いますので、座長の方から条例、規則っていうのは前回に限らずなんですけども、以前からちょっとそういう話があつたのでというところで酌んでこういう形とったんですけども、皆さんの中でやり方をまた一条ずつやっていくんだっていう形であれば、その形で今日も進むっていう形でもいいかと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○座長（田辺正弘座長） わかりました。

そうなれば今度は黒須委員が言われたように一条ずつ確認していったあと、(2)の規程にするか条例にするかというふうに持つていった方がいいのかな。

はい。

○黒須俊隆委員 少なくとも今回、条例にするか規程にするかっていうのは別として、かなり複雑というか細かい話で、おそらくこの十数年の中で本市議会において初めての内容だと思うんですよね、そういう意味では少なくとも今回たたき台をこれだけ立派なたたき台を作つてもらったわけですから一つずつ、作つていただいた事務局から今回の条例案と訓令案の差異ってあるんで、その要点くらいずつでも一条ずつ説明していただいて確認する作業くらいはした方がいいんじゃないでしょうか。

○座長（田辺正弘座長） わかりました。

それでは、今まで千葉市を参考に一条ずつ皆さんと議論しながら進めていった内容を今回、大綱用に詰めた新しい内容として進めていく中で、では一条ずつ事務局が作成してくれた内容を精査していきたいと思います。

議論が活発になって第1条だけで今日終わるということもあるでしょうけど、それも含めまして一条ずつやっていきたいと思いますので、事務局、精査した内容を一条ずつ補足していただければと思います。

○議会事務局 事務局で作成した条例案、規程案をまず一条ずつ朗読させていただいたうえでっていう形で進めればよろしいですか。

○座長（田辺正弘座長） 両方全部読んでいたら、それこそ今日で一条終わんなくなっちゃうんじゃないかなと思うから、条例とその差、差というかその辺を皆様にわかりやすく説明

していただければと思います。

○議会事務局 今そういうお話をいただきましたので、まず条文だけひとつ朗読はさせていただければと思います。条例案の方を朗読させていただく形で、規程案の方を見比べていただくというような形でA3の資料をご覧になっていただければと思います。

まず第1条でございます、（目的）この条例は、市政が市民（市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において活動を行う法人その他の団体をいう。以下同じ。）の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる大網白里市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

こちら基本的には千葉市議会議員政治倫理条例に則った形で作成をさせていただいております。規程案との違いでございますが、基本的には冒頭の部分になります、この条例は、という部分と、この訓令は、という部分になります、それと市民についての定義を置かせていただきました、市民の捉え方というのもいろいろあるかとは思いますけれども市内に住民登録のある自然人という場合もありますが、その後に続く厳粛な信託というのがございますので、こちらは市民というのを広い意味で捉えるという形で住民登録のみならず通学、通勤あるいは市内において活動を行う法人その他の団体を含むというような形で明記をさせていただいたところでございます。

まず第1条については以上でございます。

○座長（田辺正弘座長） 説明ありがとうございます。

ではこの条例、規程にするかという、それ以前にこういう文面はいかがでしょうかという持つていきかたでいいのかな。

森委員。

○森 建二委員 条例の場合と規程の場合という形で、条例だったらこう規程だったらこうという形で決めていく形にするんですかね。

考え方としてはそれを両方やっていくのはちょっと余りにもちょっと時間の無駄というか、ある程度まずは条例にするか規程にするかという大枠を決めてからの方が考えもしやすいんじゃないかなと思うんですよね、これ全部、条例だったらこう規程だったらこうって一つ一つ

一個、一個やっていくと、ちょっと余りにも時間の無駄になりそうな気がするので、そこをちょっと皆さんで、まずは条例にするか規程にするかっていうのはある程度方向性を決めるべきなんではないかと思いますがいかがでしょうか。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

ただいま森委員より条例、規程をどっちがいいって一条、一条やるよりも先に、本日の議題にしてます(2)の制定の方式の方で条例か規程かを審議する議題がありますが、それを先に皆さんでどっちに持っていくかを決めたうえで、それに沿った文言の精査という形の方がよろしいのかという森委員の質問ですが、皆さんいかがいたしましょうか。

特に、もし、なれば、それを先に決めた中で進めていった方が進行もスムーズなのかなとも私思いますので、そこを先に進めてもよろしいでしょうか。

はい。

○黒須俊隆委員 私、ざっとですけど全部読ましていただいたんですけど、規程と条例の違っているものが、条例の場合は市民に対しての義務権利とそういう縛っていくものそういうものを入れられる中で、実際、千葉市の条例にしても入れてあるってそういうことを書いてあるんだと思うんですけども、そこが争点なんだろうと思うんですよね、違ひっていう、まずは、それについて、ざっと大きなところのみ説明していただいて具体的にどういう違いになってくるのかと、そこを説明していただいたうえじゃないとどっちにするのかっていう、まず、決めるにはそこがまず判断の基準の一つだと思うんですよね。

○座長（田辺正弘座長） 両方の意見を持って行っちゃうと次に何か進まないような気もするんですけど、長々とやるのも駄目だし、肃々と慎重に一つ一つやるのはもちろん大事ですけど。

森委員。

○森 建二委員 今、黒須委員おっしゃった、この条例の文面と倫理規程の文面の内容を確認して条例にするか規程にするか決めるっていうことをおっしゃったんだと思うんですが、私はそうではなくて、まず全体として規程としてこの文面を作っていくのかそれとも条例としてこの文面を作っていくかっていう問題だと思います。

一つ一つここに書いてあることを見てどっちにしようかじゃないと思います。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） てことは森委員の言ってるのは、条例と規程2種類書いてあるやつ

を、どっちかに決まつたらその一方だけずっと、これでいいかということを精査していくという流れのことでしょうか。

○森 建二委員 簡単に言えばそうですが、現実的にこれを一つ一つ条例だったらこうすべき規程だったらこうすべきってやっていくのがちょっと余りにも時間の無駄なんじゃないかなと思います、ですからまず全体をこういうものだということを決めて、そのうえで具体的な文面についての検討をするならいいですが、条例の場合と規程の場合と両方全部こういうふうに求めて決めていくっていうのは、多分ちょっと、余りにも単純に合理性を欠くのではないかと思います。

○座長（田辺正弘座長） では黒須委員と森委員は発言が出てますので、残りの2名の委員に今後の進め方の中で条例がいいのか規程がいいのか、この進行の仕方としてどちらがいいかを、発言を求めます。

どちらでもいいですよ。

上代委員。

○上代和利委員 私もざくつとこう読ませていただきまして、今まで千葉市の条例を基本に木更津市さん、市原市さんを見させていただきながら、こういう、たたき台をね、事務局の方は頑張って作ってくださって本当にありがとうございました。

その中、私もですね今の話の中では条例か規程かっていう部分で森委員が言ったようにどっちかに決めて進めていくというのがいいんじゃないのかな、それから精査をしていくのもいいのかなっていう、時間的なこともありますし、そのように感じました。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

私一つ言い忘れましたけど、その中で、ここまで話が進んでるなら条例か規程か、どっちがいいかという発言も含めて発言していただきたいと思います。

高野委員。

○高野祐二委員 さきほど森委員から言われたとおり条例、規程あるんですけども、まずははじめに条例、規程を決めてから、それから賛成の方の案を行った方がいいのかなと、もし仮に規程のもので決まって条例のことを話しても時間の無駄と言つたらあれですけども時間がかかってしまうような感じになりますので、まずは条例か規程かを決めてから、その段階で規程であれば規程の話、条例であれば条例の方の話を進めて行った方が効率的であるかなと

いうふうに感じます。

以上でございます。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

では先ほど私言いましたように、条例が良いか規程が良いかだけについて発言を求めます。
どなたでも。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 違う違う、私もね一つ一つ条文を精査しろって言ってるんじゃないんですよ、
そうではなくてね、条例がいいのか規程がいいのかっていうのを決める前に、その差、市民
の役割とか例えば木更津市では規定してるとかいいろいろ書いてあるけど、そこ皆さん全部細
かく理解してるんですか。

私はねとても細かく理解できないわけでね、この市民の役割とかを条例だったら入れられる
んだけど、そういうことが大きな違いなんだけど、その市民の役割が入ってる部分だけでい
いから、こういう差が条例と規程では違うんだっていう、そのところをまずは説明してもら
ってね、だから、条例がいいか規程がいいかじゃなくて、そういう市民の役割を入れたほ
うがいいんじゃないのかっていうそういう、私は入れたほうがいいんじゃないかと思うわけ
だけど、そのところだけでもね確認して議論するべきだろうと、中身もわかんないで条例
か規程がいいかって決めちゃってね、もうその規程だつてなつたら、例えば市民の役割はも
う入らないわけだから全く議論をしない、そういう形になるのはおかしいだろうと、せっか
くこれだけ細かい、木更津や千葉、その他の内容を精査しながら、それぞれの案を作つて
ただいたわけだから違のところだけでもまずは説明を受けたうえで、そこを議論する必要
があるだろうと、市民の役割を入れる方がいいのかとか、これは市民の役割、一例ですけど、
そこを議論してね、何か最初から規程がいいだとか条例がいいだとかっていうと何を判断基
準にして決めるのか。

○座長（田辺正弘座長） 森委員。

○森 建二委員 条例にするか規程にするのかというのはこの文面で決めるんですか、違
いますよね、議員及び市民の役割、例えば規程にしても市民の役割入れたっていいわけでしょ、
逆に条例にして市民の役割省いたっていいわけですよね、文面はせっかく作つていただいた
のはもちろん活かして、当然、例えば条例になつたら、これは要らないよねっていう形の考
え方もできると思いますし、ですから、この文面を見て、条例は例えば市民の役割を入れな

きやいけないっていうものは何も決まっていないですよ、ですからこれはあくまでも案として条例という形と規程という形で分けていただいてますけれども、まずは条例にするか規程にするかを決めたうえで、この文面については、この条例の部分を一ヶ所この規程の部分に活かそうよとかいう形のもので全然いいと思うので、この文面を見て、この二つの文面を見て規程にするか条例にするかっていうことを決める話ではないと思います。

○座長（田辺正弘座長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 条例の場合で、条例にするけど例えば市民の役割を入れるとか入れないとかは森さんのおっしゃるとおりで可能なんですよ、それはそうなんだけど、規程にすると入れられない部分とかが出てくるっていう、そういう説明がね事務局からあるから、そのところをね、規程にすると制限がかかるんだっていうところを確認をして、そのうえで条例、規程のそれぞれいいところは何かとか、そういう議論をまずしないことにはね、なんていうか、進まないんじゃないのって私はそう思うんですけど。

ちょっと事務局からその意見を求めてください。

○座長（田辺正弘座長） 森さん一言。

○森 建二委員 条例にするとこれを入れられます、規程にするとこれ入れられないみたいなものってあるんですか、私はそういうものが特別ないんじゃないかと思うんですが。

○座長（田辺正弘座長） 事務局いかがでしょうか。

○議会事務局 今お二人の、委員の皆さん、ご意見頂戴したところでございます。

確かに黒須委員おっしゃるとおりですね、条例の形で制定するか規程の形で制定するかで入れられる内容、入れられない内容、確かにあります。

ただ、今、第2条の市民の役割というところに言及した形で言いますと規程であっても市民に対して何かを義務づけるような規定でなければ規程という形でも入れることは可能かと思います。

ただ、市民に何々をしなければならないとか、そういった義務づけるような規定を今後、設けるというようなお話になるようであれば、やはり条例の形でないと、その条文を策定していくことはできないのかなという認識でこの条例案、規程案作成させていただいております。

以上でございます。

○座長（田辺正弘座長） そうしますと、単純に言えばあれかな、条例っていうのは市民の役

割ってのは入ってくることになるのかな規程と違って。

○議会事務局 すいません先ほどご説明の補足にはなるんですけれどもその部分に言及する根拠といたしまして地方自治法の第14条第2項にですね、普通地方公共団体は、義務を課し、または権利を制限するには法令に特別の定めがある場合を除くほか条例によらなければならぬと定められておりますので、この規定が重要になってくるのかなという認識でござります。

○座長（田辺正弘座長） 我々がこの委員会を作つて、議会のいい運営の仕方の一例になればと思って皆さん努力してるんですが、いかんせん我々は弁護士でも法律の専門家ではないので一生懸命勉強しても言葉じりわからない点も多くありますが、では先ほど黒須委員が言われたように条例と規程の中のこの部分の違いについてという、そういう持って行き方では駄目でしょうかね、私も座長やってて座長が座長じゃなくなってきたちゃうよこれじゃ。

黒須委員どうですか。持って行き方、進行。

お願いします。

○黒須俊隆委員 何ていうんですかね、これちょっと今の直接の直答ではないんですけども、仮にね条例ができるとしたら、いわゆる議員立法に相当するわけですよね、世の中の議員立法というか地方議会の議員立法、もちろん議会基本条例みたいなものはだいぶ、ひと頃流行ったんで、そういうところを制定してるとこはあるんだけど、それまでってのは、例えば何か市民の日を制定しようとか、ある意味、直接、議員活動に影響するようなものではないし、また市政にも大した影響のないような条例を作るための条例みたいなことが多かったように私は聞いてるんですけど、今回のように政治倫理条例みたいな非常に何ですか立派な規定ですね、規定ってのは今の条例か規程かって意味じゃなくて一般的な用語としての、内容的にね非常に素晴らしいことだと思うんですよ、仮に条例ができれば、議員立法をして、みんなでしかも会派、各会派が集まって条例を作つたっていう形になれば、これは市民に対して自慢のできるようなね、そういう画期的な内容だと思うんですよね、大網白里市では各会派が集まって条例を議員で作った、そういう内容であるんだから基本は条例にしたほうがいいんじゃないのかと、これは私の意見ですよ、これだけこの立派な文面案もできているし、それぞれの内容についても今まで精査してる中で、これは入れていいだろうっていう形で一つ一つ確認をして入れてあるわけですよね、あとは細かいところで、ここに違いが出たってのが今ここで今現状では出されているわけですよね、そうだとしたら、条例で駄目だっていうも

のあるとしたら、そのデメリット何なのかとか、問題点は何なのかっていうことを議論して、それで、条例じゃちょっとそのデメリットが大きすぎるという話になつたら、しょうがない、じゃ規程で我慢しようっていう、そういうような流れなんじゃないのかなって私は思うんですよ、そういう意味でね、まず条例か規程か議論しようの前に、議論の前に条例と規程の大きな違いが何で、条例にできないデメリットがあるとしたら何がデメリットなのか、そこを議論すること抜きに条例か規程か決めるってことはできないだろうというふうに私は言っているんです、座長。

○座長（田辺正弘座長） 一生懸命わかるように努力してるんですが、座長じゃなく、一議員として私発言させていただきますと、市民の役割という言葉がありますが、当然、我々18名の議員は法に則って政治活動してるわけですが、その中で、当然何か違反をすればペナルティってのがありますし、それを我々自身も大事に考えなきやいけない中で、それを市民の方にまで監視するっていう意味じゃないけど、政治倫理の中に市民を巻き込むっていうのは、どうなのかなっていう私個人的な考えがあるんですよ、それは何か倫理を犯した場合に議員同士でそれを何て言うんすかね、それはいけないんじゃないんですかっていう進め方のほうが、あまり縛りを付けるのも、最後は悪いことやってる方が悪いんだから弁論の余地なしという考えになると思うんだけど、それを、ちょっとその市民の役割って言葉が私、ちょっと重いような気もするんですよ、そういう中ではという考えが私はあります。

他の皆さんのお意見というか事務局どうですか、黒須さんの言われたように持つて行き方として、一条一条ずつの違いを説明した中やつていきますか、シナリオがちょっと違つてきたでしようけど、はい、いいですよ。

○北田宏彦議会運営委員長 オブザーバー発言です。

今、座長の方でお話された市民の役割を入れるのはっていうところなんだけども、内容を見ると、要は、市民がむやみにこれら規程なのか条例なのかを濫用した中で、いろんな告発じゃないけど、そういうことを抑制しなさいという部分の意味で入っているんじゃないかなと思うんですけど、要は、この規程の方に赤く3項ですか、これ見るとちょっとねこれ文言がよくわかりづらくなっちゃってんだけども、要は、市民じゃなくて議員が市民の不正な関与を拒まなければならぬと、これどうやって拒むのかってのは、非常に不正な関与だっていう証拠をきちっと明示した中で議員がこれは告発できませんよとかっていうふうに言う必要があるのかなと思うんですけど、だから、あくまで左側の条例案にしろ別に市民に責任つ

てのは、無用なことでやる、告発とかするんじゃなく、やはり、公共の利益を重視した考え方を持ってくださいと、その中で、市民の権限をもって不正に行使させるようなことはしてはいけませんよっていうことを謳ってるだけであって市民に過大な過重負担を強いているということではないんじゃないかなと思うんですけど、事務局はどういう見解かな。

○座長（田辺正弘座長） 事務局お願いします。

○議会事務局 条例案の第2条の書きぶりでございますけれども、これはのちのちに続いてくる4条ですとか、市民の方からですね直接請求によって議員の皆様の行動について審査をするというような規定がございます。

これは市民の方の権利という形で位置づけるものになるのかなとは思うんですけども、それに対になるものとして当然権利があるからには義務があるというところでですね、市民の方々も市政の主役として自覚を持ってくださいという理念的な条文にはなるとは思うんですけどもそういう意味で義務づけるという形で3項、4項が存在するのかなという形になります。

規程案の第3項につきましては、主語は議員はというふうになっておりますけれども、当然これは議員の皆様を対象とする書きぶりにはなりますけれども、市民の方が、万が一よこしまな考えを持って議員の皆様に何らかの働きかけをする可能性もございますので、それについては応じてはならないと、あくまで議員さんの政治倫理に則って対応していただくという趣旨での書きぶりで案を作成したところでございます。

以上でございます。

○座長（田辺正弘座長） オブザーバーとして議長お願いいたします。

○小倉利昭議長 オブザーバーとして、今日のこの会議の時間があるんでしょうけども、今、この辺の話の模様はですね、議事の進行は停滞しているように、座長は非常に困っているというふうに私、感じています。

ですので、冒頭の今のようなこのね、事務局が説明しているようなところであれば、当初の黒須委員が提案したように時間と説明のやり方もあるでしょうけど簡潔明瞭にできるんであれば、もう1条で条例と規程の違いはここですよと2条で違いはこれですよというふうに行っちゃった方が流れるんじゃないですか、例えば今、市民の役割でさ、2条と3条って説明してるけど、だから、違いを事務局が説明してもらって、それからどっちにするか決めましょうよっていう黒須委員のさっきの最初の提案はそんなふうだったのかな、ですか。

(「まあそんな感じですね」と発言する者あり)

○小倉利昭議長 だから、今この北田委員長も発言したけど、こういうやりとりをしてるんであれば、最初からそれやっちゃった方が早かったんじやないかと思うんだけどさ、今日も時間内で終えるかどうかわかんないけど、と私は思いますけど、あとはやり方次第でしょうけど、簡単に簡潔明瞭にできるんであれば。

○座長（田辺正弘座長） 参考意見ありがとうございます。

森委員。

○森 建二委員 すでに今回が6回目で、今まで木更津市とか千葉市とか他のを参考にしてこの二つを作っていたら、逆にもう、この文面云々よりは逆にこの違いを説明していただいて最終的にどっちにするか決めましょうという流れであれば、私はそれで結構です。

ただ、結局、最初に思ったのは、この規程のここはこうした方がいいとか条例のここはこうした方がいいってやってるのは無駄だなというふうに思ったので逆にもう、これの違いはここですよという形でやっていただき最終的にどっちにするかっていう流れであれば、それはそれでよろしいのかなと思います。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

ということは、この用意していただいた中の条例と規程と備考ってありますけど、一条ずつやっていった中で、例えば第1条はこの条例の方の文面がいいね、第3条は規程の方の文面の方がいいねってそれを全部まぜていってやるということでしょうか。

森さん。

○森 建二委員 ではなく、あくまでもここに出ている文面を見て、違いはこうですとの確認をしていって、最終的にどっちにするか決めましょうということだと思います。

今、座長がおっしゃったことをやってると、ものすごい時間、5回、6回でも終わらないぐらいになってしまうと思うので。

○座長（田辺正弘座長） 私は何十回やったっていいと思ってますけど、そういう流れの中で事務局、説明の進行お願いできますでしょうか、一条ずつ、はい、お願いします。

○議会事務局 一条ずつ、そうしますと先ほど第1条については先ほど申し上げたとおりになります。

(「赤文字のところ」と発言する者あり)

○議会事務局 そうですね、大きなところで言ってしまうと、もう先ほど来から黒須委員はじ

めおてるお話のとおりですね、条例と規程の違いの大きなところっていうのは市民に対して言及しているかどうかの違いとなります、その具体的なところが第2条の部分、先ほども私の説明の方で申し上げた市民の義務、権利という形で対になる部分で第4条のところで審査請求ができるかどうかというようなところになります。

加えて第5条、第6条と続いていくような形になりますけれども、このあたりで市民の方について言及するかどうかというところですね。

仮に規程ですと、市民の方に対して言及することが難しい形になってきますので、あくまで政治倫理審査会の運営について触れるというような書きぶりになっております。

その他、赤字以外のところは共通している内容となりますのでという、すいません、ざっくりですけども。

○座長（田辺正弘座長） 今全体を言ってくれましたけど、それを一条ずつ赤字のこの違いを説明していただければわかりやすいのかなと、悪いね、難しいことを質問しちゃって。

○議会事務局 何度も同じ答弁になってしまって恐縮なんですけど、第1条については先ほど申し上げたとおりです。

第2条につきましては、市民について役割をうたっているか否かということで、第3項で条例案ですけれども、市民は、自らが市政の主権者として公共の利益を実現する市政の担い手であるとの自覚のもと、市政に関与するものとする。第4項で市民は、前項に規定する市政の関与に当たり、議員に対してその権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。と市民の方に対しての義務について触れている。

逆に規程については、市民の方について言及することをせずにあくまで議員さん自らの政治倫理というようなところとして、市民の方からの不正な関与については応じてはなりませんよというような形で案を定めております。

○座長（田辺正弘座長） じゃあその第2条についての委員の皆様の意見をという流れの持つて行き方でいいのかな、1条はそれは、1条もあるかな。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 そうじゃなくて、あくまでもその2条設けたのは後に出てくる4条とか6条とかにかかるものとして市民の心構えというか、これ北田委員長が言ったとおりだと思うんですが、それが出てきたわけだから、これ一体的にだから市民の役割なり市民の権利ですね、基本的に義務を負わせるっていうわけじゃなくて市民が参加して、規程になるとあくま

でも内規みたいなものですから、例えば議員が不正したのを議員が審査してお茶を濁すみたいなね、そんなものでいいのか、きちんと、そもそもが、何でいうんですか、罰則を伴うような法令とはまた違うものだから、任意のものがあつたりとか努力義務があつたりだとか、そういう規程が多い中でね、それをより市民に対して、なんというんですかね、担保するっていうんですかねこの内容を担保するためのものとして条例にする、そして市民も参加できる、そういうものが条例だと思うんですよね、そういう意味で、条例、市民の役割だとかそういう明記して市民にも例えば議員の不正を告発できるような道筋を入れるのか入れないのか、もうあくまでも内規でね議会の中だけでね、やっていくのかそれとも市民を巻き込んだ条例として作っていくのか、そういうところだと思います、それについては今、とりあえず今の事務局の説明で私はそれでいいと思うので、そのところをね、市民の役割を入れたほうがいいのかどうかを内規にするか条例にするかじゃなくて、市民の役割を入れていくのかどうか、またそういう努力義務みたいなものの中でね、あくまでも議員同士の内規でいいのかどうかとか、そういうところを議論、まずは、した方がいいと思うんです。説明はこれでもういいんじゃないかと。

○座長（田辺正弘座長） では市民の役割を入れたほうがいいか否かを各委員の方からの発言を求めるといいます。

いいですかね、そういう持って行き方で、では、おひとつたずつお願ひします。

森委員。

○森 建二委員 結局、市民がここの条文にあるとおり、市政の主権者として公共の利益を実現する市政の担い手であるとの自覚のもと、市政に関与する、ということは、権利であり義務であるんですよね、権利、義務の制限ということになりますので、ですから権利であり義務であるということは、しっかりと我々は理解すべきなんだろうなと思います。

市民にとっても義務もここで生じるということなんだろうなと思います。

○座長（田辺正弘座長） てことは森さんは、入れた方がいいという考え方ですか。

○森 建二委員 私は入れなくていいと思います。

○座長（田辺正弘座長） 他の委員の方は。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 座長が何百回やってもいいって僕はそれはやり過ぎだと思うんだけど、これ本当に条例として成立すれば、これ本当にすばらしいことで、これもう座長の大成果、座長

だけじゃなくて委員の成果ですよ、これだけもう、6回目ですか7回目ですか、そうやって1年がかりで作ってきたってことはね、これはすばらしいことだと思うわけでね、これ、内規で終わらせるのはまずもったいないってのがまず一つと、もう一つは内規だと市民の役割を入れられないっていうところが一番大きなところで、議員の努力義務みたいなところが、すごく大きくなってしまうがゆえに、その努力義務でも限りなく義務に近いような形を担保するために市民に対して、条例として制定したんだということを広く知らしめる、そういう意味において、やっぱり条例じゃなきやいけない。

また、森さんのようにね一番何か不正しにくいし、やらそうなタイプだからね、何かとりあえず作りやあいいやってね思ってるのかもしれないけど、これはね一度できれば未来永劫とは言わないけどですね、この先5年、10年、15年、この規程なり条例、規定ができるわけだから、やっぱり悪意のある議員だって今後出てくる可能性だってあるしね、そういうときに市民から、先ほど北田委員長が濫用を避けるためっていうことで、だからそういう意味で例えば有権者の100分の1だとか、それなりに思いついた人が次々と濫用的に議員を告発するようなことができないために、その細かい数字があるわけで、こういう細かい数字については、みんな議論してどうしていくかってのはできるんだろうと思うんだけども、全体として市民が参加して、条例としてこの政治倫理規定を強化するっていうんですかね、努力義務だとか任意にすぎないものを、より強化するものとして条例にすることが望ましいだろうと、また、市民が参加できるってことはね、政治倫理規程にしても条例にしても、規程ができるんだったらまだいいんだけど規程だとできないんだから条例にして、市民の参加によって市民によっても倫理規定違反に値した行為について、何らかの形で審査会に訴えることができるよう、そういう仕組みを作るべきだろうと、そういうふうに思います。

○座長（田辺正弘座長） はい、ありがとうございます。

ていうことは黒須さんの今の発言を聞いてますと条例でも規程でもいいじゃなくて条例を作った方が未来永劫いいのではないかという発言でよろしいでしょうか。

○黒須俊隆委員 はい。

○座長（田辺正弘座長） わかりました。

他の委員の方。上代委員。

○上代和利委員 本当に黒須さんの意見、おっしゃる通りだと思いますが、一番最初、政治倫理条例、規程を作ろうっていう時の前も話をさせていただいたのかと思うんですが、大体皆

さんの意見で条例にする規程にするいろんな部分の話も、あの時にあったかと思うんですが、本当にまた人口的なレベルっていうか、今回のは千葉市も80万都市、また市原も木更津も20万とか15万とかぐらいの大都市になるわけなんですけども、それを参考に、すごいいい素案というかですね作っていただいてあれなんですが、市民っていう部分では、自分も本市のこの実情っていうのは、そこまでどうなのかなっていう懸念があります、本当にいらないんじゃないのかな、役割はいいんじゃないのかなというふうな相対的に考えさせていただきました。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） 高野委員どうでしょうか。

○高野祐二委員 条例で私なりに調べてみたんですけど、他市町村ではまず規程から始めて、それでもって問題があれば条例に移行するっていう形を取られているところが多いのかなっていうふうに思っています。

まず規程の場合ですと内規に関しては議会内で変えることができるというようなことが書かれていました、あと条例にすると法的拘束力が強くて、市民に公開されてとてもいいことはあるんですけども、改正するには罰則とかそういうものを設けなければいけないみたいなことがあるみたいなんで、やはり時間がかかったりとかっていうものがあるっていうようなことが書いてありました、ですからまず私としては規程からやってみて万が一なんかありましたら議会内で議論をおこなって、それがだめだったら条例に移行するとかっていう、そういうふうなものにしていった方がいいのかなっていうふうに思っております。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 高野委員に、よく調べていただいたと思うんですが、ちょっと質問したいんですけど、改正するのに罰則が必要だとか、一体何のことなのか全く理解できないのと、あと規程にして何かあったら条例にするって、条例ないんだから何かあったらもう遅いんじゃないかと思うんですが、高野委員のご意見を伺いたいと思います。

○座長（田辺正弘座長） どうぞ。

○高野祐二委員 さきほど言ったと思いますけども条例にするとやっぱり法的拘束力が強くなるってことがあるっていうことですよね、罰則などを設けたりとかそういうことも条例に

なるとしていかなければいけないのかなっていうふうなものもその中では書いてあったのでちょっと私の勉強した中ではそういうような文言が入っていたので、あと改正するにはやはり、いろいろな意見を聴かなければいけない、時間がかかるっていうものもあったので、まずは規程でもってやってみて、それでもって規程ですときほども言いましたけども議会内でその内容については審査することができるっていうことですので、まずは規程からスタートして、もしそれが駄目であれば条例の方に移していく方法がいいのかなというふうに思います。

○座長（田辺正弘座長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 高野委員の内容は少しある部分もあるんですけども、罰則については関係ないですよね今回のものでは罰則が設けられてるわけじゃないし、何か罰則を設けるための改正をするのが面倒くさいとかそういうのはあるかもしれないけど別にそれが今議論になってるわけじゃないから、その部分は今回の条例にするか規程にするかってのは関係ないということともう一つは条例にするとすごく、何ておっしゃいましたっけ、法的拘束力が、その通りなんだけど、私がさっきから説明しているように、この条例とか規程とかそのものが法的拘束力が弱い努力義務だとか任意性を持った内容が非常に多いから、よりその法的拘束力は持てない中で強くするっていうの、法的拘束力に近いような形にするために市民に条例を作ったんだってことを宣言する必要があるんじゃないかなと、同じ内容を言ってるんだけど規程だと弱すぎるから条例にしたほうがいいんだということを私は申し上げているのであって、今回の政治倫理に対する内容においては、決して法的拘束力が強いものではないという議論をさせていただきます。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

4条の違いを事務局お願いしてもよろしいですか。

今回は本会議が早く終わりましたので11時半をめどに今日の委員会を終了したいと思いますが皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） では4条について事務局お願いします。

○議会事務局 第4条でございますけれどもこちらにつきましては審査の請求という見出しへ規定をしております。

まず条例案につきましては市民の方がですね、議員の方の行動に対して何らかの疑いがあ

るということで審査を請求する場合の要件について規定をしております。

一方ですね規程案につきましては、先ほど来申し上げております市民の方への言及というのを避けた形での書きぶりで、あくまで議員の方同士が審査の請求をする際の要件について規定をしているところでございます。

以上でございます。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

今の説明に対してご意見を求める。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 やっぱり議員同士だとねすごく、このくらいは大目に見てやろうみたいなね、ある意味、議員の常識と市民の常識っていうのに乖離してしまっての事ってのは多々あると思うんですよね、そういう意味では、ちゃんときちんとなんというか市民が条例に基づいて政治倫理基準に違反する疑い、そういうものがあったときにね、これは議員か、それぞれ市民は100分の1、議員は12分の1っていうそういうことでね、4条の中で議員も市民もそれぞれ申し出しができるという、議長に対して審査請求ができるという請求権をここで認めているわけですよね条例については、一方、規程、内規の方では市民から審査請求することができないことになっているわけですから、これは是非とも市民の参加できるような条例にしていただいた方がいいというふうに4条については私は考えます。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

何かの問題が起きたときに規程の場合は2人以上の議員をもって議長に審査請求できるという内容になっていますので、そもそも何か事があったことが公になることによって人に対する、何ですかね、抑制というか、そこで一つのペナルティを与えたような形になりますので、市民の方に含めてやるってのは、その辺が規程と条例の違いなんでしょうけど、そこまではいかがなもんかなあという私は気がするんですが、上代委員どうでしょうか。

○上代和利委員 4条の1番に関して、2番は、これもう議員同士のあれですから、規程の方もこれ一緒なんですよね、有権者数の総数の100分の1っていうと、例えばうちなんか47,000人ぐらいですから470人以上ぐらいの計算になるんですか。

○座長（田辺正弘座長） 事務局どうぞ。

○議会事務局 9月1日現在の選挙人名簿への登録者数ですが、男性が2万135人、女性が2万740人、合計4万875人でございます。

○上代和利委員 ありがとうございます。ですので、ここまで市民にご負担っていうか、そういうところはちょっとどうなのかなっていうふうに思いますね。

○座長（田辺正弘座長） 余談ですけど、今言われた数字だと400人からの有権者から、400人の意見って言ったら、もう何ていうんですかね、ちょっと大きなニュースになるような事案になってくるような気がするんだけど、ここまで内容になってくると、もう、我々がどうこうの次元じゃなくなっちゃうような、おおごとにするのは、いい悪いは別として、大きいですよね400人からの有権者に、私は進行役ですので、あまり個人的な意見を言っちゃうと、高野委員どうでしょうか。

○高野祐二委員 そうですね、これですと市民の400人ってなるとかなりのもの、拘束力は本当に強くなるっていうふうに思いますけれども、どうなんでしょうかね、私自身は、政治倫理は、議員の自立性と自覚にあるっていうものが大切なのかなっていうふうに思いますので、さきほどから何度も言っていますとおり規程でもってというほうが良いのかなというふうに思っています、ですから条例のほうが確かに重くなるとは思うんですけれども内容についてはなんですけれども、私はあくまで規程でまずは、やってみて、それからもし駄目であれば規程の場合だと、本当にその場で議会でもって改正ができるというようなものになっていくということですので、そういう形になればいいのかなというふうに思います。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

他の委員の方何かありますでしょうか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 ちょっと事務局に質問。

この100分の1とあと例えば調査請求権は200分の1ってしているのは、これは千葉市の例と同じなんですか、何らかのその数字の根拠がどうだったのですか。

○座長（田辺正弘座長） はい。

○議会事務局 すいません、その根拠につきましては特段こちら事務局の方で何らか持つて規定を作ったわけではなく単純に参考とした千葉市さんの条例の数字を参照したものとなります。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 そういう意味ではこれはあくまでたたき台ということで考えていいんだと思うんで、調査くらいだったら200分の1でいいだろうと、審査請求をするには100分の1だろうという、そういうその重みで100分の1と200分の1っていうふうに、たたき台として出てきているものであって、決して何ていうんすか、これ、200分の1と400分の1に例えばすることだってできるわけですよね、そうしたら200人と100人っていうことですよね大体イメージ的にはね、100人ぐらいの連署で調査請求権はすぐできるとか、そういう形にてもいいわけでそういう細かいところについては議論の余地があるわけですけども、全体として市民に請求権を持たせるということは必要だというふうに私は考えます。

○座長（田辺正弘座長） はい、ありがとうございます。

では、先ほどの私が言った定刻になりましたので、4条まで皆様の意見を聞いたということとで、その続きを次回からまたやっていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） それでは他に委員の皆様から何かございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） なければ議長、議運の委員長、同席ありがとうございます。

なければ議事をその他を終了します。

事務局お願いいいたします。

◎閉会の宣告

○鵜澤康治議会事務局長 以上をもちまして第6回大網白里市議会政治倫理検討会議の方を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前11時30分）